

大 津 市 民 会 館

指 定 管 理 者 仕 様 書

令和8年7月

大 津 市

目 次

1	施設概要	1
2	管理運営方針	1
3	法令遵守	2
4	情報管理	2
5	業務内容	2
6	施設の管理運営に必要な業務の基準	5
7	施設の維持管理に関する業務の基準	6
8	その他施設の管理運営に必要な業務の基準	8
9	指定期間	9
10	経費等	9
11	リスク管理	10
12	経理規程	12
13	公租公課	12
14	インボイス制度の対応	12
15	報告事項	12
16	モニタリング	13
17	備品等の帰属	13
18	協議	13
19	資料	13

大津市民会館指定管理者仕様書

大津市民会館の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 施設概要

- (1) 名称 大津市民会館
- (2) 所在地 大津市島の関14番1号
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階（昭和50年4月3日開館）
- (4) 面積等 敷地面積 5,026 m²、建築面積 4,048 m²、延床面積 6,730 m²
- (5) 主な施設 大ホール、小ホール、リハーサル室、喫茶室、利用者駐車場
- (6) 施設の開館日等について 開館日並びに開館時間は次のとおりとする。ただし、市長並びに指定管理者は、特に必要と認める場合は、その協議により変更することができる。

①休館日

12月29日から翌年1月3日まで（その他、毎月第3月曜日は保守のため休館）

※ただし、第3月曜日が祝日にあたる場合は、別途協議の上決定する

②開館時間

午前9時から午後9時まで

2 管理運営方針

大津市民会館は、文化、教養の向上等市民福祉の増進を図ることを目的として設置された施設である。

管理運営にあたっては、施設の設置目的を最大限発揮するとともに、地域の暮らしに根ざした文化活動の振興を図るため、施設設備の充実はもとより、多様化する利用者ニーズを的確に捉え、サービスの向上を図り、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 設置目的に沿って利用者に適切な助言を行い、施設の効用を最大限に発揮すること。
- (2) 利用者が快適に施設を利用できるよう適切な管理運営を行うとともに、効率的・効果的な管理を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。
- (3) 大津市の文化施策と積極的に連携を図るとともに、市民と芸術、プロとアマチュア、市民と市民が出会うコミュニティの場を提供すること。
- (4) 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- (5) 業務の再委託並びに物品購入等にあたっては、市内事業者の活用に配慮すること。
- (6) 指定管理者は、環境に配慮した商品、サービスの購入（グリーン購入）を推進するとともに、事業活動に伴い発生するごみの削減とリサイクルに積極的に取り組むこと。また、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (7) 職員の雇用に際してはハローワークを利用するなど、障害者雇用推進の観点も含め多くの人に雇用機会を提供すること。

- (8) 業務の実施にあたっては、人権擁護に配慮するとともに、職員の資質向上の一環として人権擁護の啓発に努めること。

3 法令遵守

指定管理者は、施設の管理運営を行う上で、次に掲げるものをはじめ、関係する規定を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 大津市民会館条例
- (3) 大津市民会館の管理運営に関する規則
- (4) 大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (5) 大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 個人情報の保護に関する施行令
- (8) 個人情報の保護に関する法律施行規則
- (9) 大津市個人情報保護法施行条例
- (10) 大津市個人情報保護法等施行細則
- (11) 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例
- (12) 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

4 情報管理

- (1) 業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律等により適正に取り扱うこと。
- (2) 市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、その管理運営についての透明性を高めるよう努めること。
- (3) 指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、情報公開規程を定めるなど適正な情報公開に努めること。

5 業務内容

- (1) 利用の許可に関する業務
 - ① 大津市民会館条例別表に掲げるホール等の施設（以下「ホール等」という。）またはホール等の附帯設備や器具等を使用する場合には、指定管理者の許可を必要とする。このため、指定管理者は、許可を必要とする施設等及び許可の手続をあらかじめ定めること。なお、令和8年4月から「大津市公共施設予約システム」において、「予約状況の確認」ができるようになり、「9 指定期間」内に「オンライン予約」「オンライン決済」「電子許可書の発行」を導入する方向で検討を進めている。
 - ② 指定管理者は、ホール等の使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。利用許可等にかかる事務処理日数は、原則1日とする。

- ③ 施設利用者と利用日以前に十分な打合せを行うこと。
- (2) 施設等の利用の許可の制限に関する事項
- ① 指定管理者は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付することができる。
- ② 指定管理者は、大津市民会館条例（以下「条例」という。）第4条第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは利用の許可をしないものとする。
- ③ 指定管理者は、条例第4条第3項各号いずれかに該当すると認めるとき、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。
- ④ 指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、大津市行政手続条例が適用される。
- (3) 舞台等管理業務
- ① 大津市民会館における催物を円滑に進行し、十分な演出効果が得られるように、舞台等関係諸設備（付属設備、備品等を含む）の一切について、安全の確認・確保並びに万全の準備と操作を行うこと。
- ② 非常時においても十分な設備点検を行うこと。
- ③ ホールの舞台技術者は、配置する人員の半数以上が、舞台関係の技術経験を3年以上有する者とし、その他の業務員も舞台運営に必要な一定の知識と経験を有する者とする。
- ④ 現場責任者として、経験豊かな者又は有資格者を1名常駐させること。
- ⑤ 使用者と事前に十分な打合せを行い、必要な人員を配置すること。
- ⑥ 主催者が帯同した技術職員等に対して適切に指示・監督をすること。
- ⑦ 使用開始時・使用中・使用終了後及び保守点検時の安全管理を十分に行うこと。
- ⑧ 搬入出時においては、搬入出車両の確認及び、搬入口の整理・調整を行い、搬入出後の見廻り・点検を行うこと。
- ⑨ 備品の整理、修繕並びに消耗品の補給等を行うこと。
- ⑩ 付属設備及び備品の貸出を行うこと。
- ⑪ 使用者等に対して丁寧な施設の案内を心がけ、サービスの向上に努めること。
- (4) 利用料金の設定
- 指定管理者は、ホール等の利用については条例で定める額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、附帯設備の利用については大津市民会館の管理運営に関する規則で定める範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を設定すること。
- (5) 利用料金の収受
- ① 指定管理者は、ホール等の利用料金及び附帯設備の利用料金を自己の収入として収受する。また、利用料金は、前納を原則とするが、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。
- ② 収受した利用料金は還付しないものとするが、市長が特別の理由があると認める

ときは、その全部又は一部を還付することができる。

(6) 利用の案内

- ① 指定管理者は、館内において利用者が円滑に利用できるよう利用案内に配慮すること。
- ② 電話での問い合わせや施設見学等については、適切な対応を行うこと。
- ③ 施設等の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切に対応し、その内容を速やかに市へ報告すること。
- ④ 施設、附属設備、備品等を利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、必要に応じて利用の手引きを作成し、利用方法及び注意事項について十分な指導、説明、助言を行うこと。

(7) 文化事業

指定管理者は、施設の目的を達成するため、次の文化事業を企画・実施するものとする。

① 文化芸術活動の場と機会の提供

ア 自ら文化芸術活動を行っている人のみならず、多くの人たちが文化芸術活動にふれあい参加できる場と機会を提供すること。

イ 文化芸術活動に関わるきっかけをつくり、市民自らの主体的な活動として、技能の習得や向上を図り、創造力を高められるような事業を実施すること。

ウ 市民自らが参画し、主体となって文化芸術活動が展開できるような仕組みや支援の体制を構築し、専門知識の付与や人材育成などを行う事業を実施すること。

エ 施設の特性や地域性を考慮しながら、幅広い年齢層を対象とする鑑賞事業を実施すること。

オ 文化活動団体等が情報交換や交流を行う場や仕組みを構築し、施設が市民の文化芸術活動の拠点となるような事業を実施すること。

② 回遊型コラボレーション事業（指定自主事業）

大津市湖都文化実行委員会が主催する「回遊型コラボレーション事業」に参画し、1事業以上計画し実施すること。

- ・実施は大津市美術展覧会会期（6月中旬）から夏休み期間中（～8/31）の土・日・祝日とし、未就学児や小学生を対象とした事業とすること。

- ・入場料や参加料を徴収することは妨げないが、できるだけ安価（概ね1,000円程度）にて、市民が参加しやすいものとする。

その他、別紙開催要領に即して事業を計画し、本市と内容について協議すること。

③ びわ湖大津舞台芸術祭（指定自主事業）

独自の芸術文化を創造・発信し、大津市の魅力を発信するため、ホール規模や機能を効果的に活用し、市民や文化団体等と連携・協力した公演を別紙開催要領に即して実施すること。

④ 大津市民教養大学（指定自主事業）

芸術文化に関係する多種多様な講座など市民文化芸術活動を促進する事業（例：

各種文化講座、芸術文化に関する講演会）を年２回以上開催すること。

⑤ 市民体験型事業（指定自主事業）

施設の有効活用を前提として、市民が芸術文化に触れる機会を提供し、その楽しみを実感できるような事業を企画実施すること。

（例）「みんなのマイスタジオ」貸館の空き時間を利用して大ホール及びグランドピアノ（スタインウェイ）を貸切で利用できる。

⑥ 情報提供並びに相談業務

施設利用に伴う助言や指導だけでなく、市民が主体的に文化芸術活動を行っていく上で求められる情報の提供や紹介及び助言等の相談業務を行うこと。

（８） 宣伝広報並びに誘致活動

指定管理者は、施設及び施設で実施されるイベントのPRのために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

（例）

① ホームページの作成・更新

② 施設案内パンフレットの作成・配布

③ メディアを通じた情報発信

④ 会館の事業報告、事業概要、施設の業務等を紹介する資料の作成・配布又はホームページでの公開

（９） 喫茶室の活用

指定管理者は、自主事業として利用者の利便性向上のため、飲食サービスの提供を行うこと。提供にあたっては、食品衛生法を遵守し、衛生管理に努めるとともに、火災等には充分注意すること。

（１０） 上記（１）～（９）以外の業務

施設の設置目的に合致し、かつ上記（１）～（９）に示す業務の実施を妨げない範囲において、あらかじめ市の承認を得て自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

６ 施設の管理運営に必要な業務の基準

（１） 組織体制及び人員配置等

① 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

② 館長は、施設の管理運営に関する知識を有する者を配置すること。館長は、施設の管理運営業務を統括し、施設に従事する職員の指揮、監督、教育等を行うこと。

③ 受付業務には１名以上を配置すること。

④ 施設の管理運営に必要な知識及び技能を有する者を確保すること。

⑤ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

- ⑥ 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

(2) 施設の運営に関する留意事項

- ① 令和9年3月31日以前に使用を許可した施設の利用については、そのまま使用を承認すること。前期指定管理者によって徴収されたこれに係る利用料金等は、引き継ぎを受けること。
- ② 指定管理者が使用の許可を行い徴収した利用料金等のうち、令和12年4月1日以後の使用日に係る施設等の利用料金等は、次期指定管理者となる者に引き継ぐこと。
- ③ 指定管理者が自主事業で施設を利用する場合も、条例に基づく使用申請並びに利用料金の納付を行うこと。
- ④ 地元自治会や近隣施設等と連携し、必要に応じて情報交換を行うこと。
- ⑤ アンケート等の実施で得た意見、要望、苦情などの利用者の声を管理運営に活かせるよう、関係団体からなる会議を年1回以上開催すること。

7 施設の維持管理に関する業務の基準

指定管理者は、施設利用者が安心・安全に施設を利用できるよう施設の予防保全に努めること。日常点検並びに保守管理を適切に行い、施設等の機能と環境を良好に維持すること。業務にあたっては、確実性、安全性並びに経済性に配慮し、関係法令を遵守すること。また、施設等に破損・消耗・故障等が発生した場合は、速やかに事後保全に当たるとともに、市に報告すること。

(1) 保守管理業務

- ① 防火対象物定期点検業務
- ② 自家用電気工作物保安管理業務
- ③ 設備維持管理業務
- ④ エレベーター保守点検業務
- ⑤ 空調設備保守点検業務（中央監視盤を除く）

※当該空調設備の製造業者と包括的保守契約を締結すること。

- ⑥ 消防用設備等保守点検業務
- ⑦ 防火設備法定点検業務
- ⑧ 非常用蓄電池設備保守点検業務
- ⑨ 車椅子用階段昇降機保守点検業務
- ⑩ 舞台機構装置保守点検業務
- ⑪ 照明設備保守点検業務
- ⑫ 音響設備保守点検業務

(2) 環境維持管理業務

- ① 日常清掃、定期清掃及び特別清掃業務
- ② 上水道受水槽及び高置水槽清掃及び点検業務

- ③ ごみ収集運搬処理業務
 - ④ 保安警備業務
 - ⑤ 建築物環境衛生管理業務
 - ⑥ 害虫雑菌類駆除業務
- (3) 業務の再委託の禁止
- 指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々の具体的な業務を大津市と協議のうえ第三者に委託することは差し支えないが、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 原状回復義務
- 指定管理者は施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ大津市と協議することとする。また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、大津市の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設又は設備を原状に回復すること。
- (5) 施設の管理に関する留意事項
- ① 建築基準法第12条第2項及び第4項に規定する建物定期点検は、大津市が実施する。これに伴い、臨時休館を求めることがある。
 - ② 防火管理者を選任し、消防法等の規定により、適正に業務を遂行すること。
 - ③ 施設の利用者及び来館者の急病、けが等に対応できるよう、事務室等に簡易な医薬品等の準備を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応が行えるようにすること。
 - ④ 敷地内は禁煙とする。
 - ⑤ 指定管理者の本来の業務を逸脱しない自主事業の範囲内で市が承認したもの限り、指定管理者は、自動販売機を設置することができるものとする。
 - ⑥ 飲食物の販売など、諸届を必要とする場合には、指定管理者が手続きを行うものとする。
 - ⑦ 大津市民会館（大津公民館）の利用者駐車場は、琵琶湖ホテルの1階にあり、電気料金、防災設備管理業務に係る費用（別紙：大津市民会館駐車場の防災設備管理業務に関する変更協定書参照）をそれぞれ管理する者からの請求により、指定管理者が支払うものとする。なお、指定管理者が支払う当該費用については委託料に含む。利用者駐車場については、令和10年9月30日をもって使用期間の満了を迎えることから、使用期間満了後の対応については、大津市の指示に従うこと。
 - ⑧ 施設内に設置されている電気、水道、ガス子メーターの維持管理並びに修繕・交換にかかる経費を負担すること。
 - ⑨ 指定管理者は指定期間終了後に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく大津市民会館の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。
 - ⑩ 大津市地域防災計画において、大津市民会館は緊急指定避難場所及び指定避難所に位置付けられている。
- (6) 定期点検業務

定期点検業務においては、指定管理者が自主的に実施する日常点検のほか、次により各部位の確認を行うこと。また、確認の結果、支障があった場合は、軽微なものを除き、当該部位の写真を添付して速やかに市へ報告すること。なお、点検の結果、施設利用者の安全確保または施設の適正な管理運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、市の判断により、施設の全部または一部の利用停止を行う可能性がある。

この点検に挙げるガイドライン及びハンドブックは、指定管理者自らが備えるものとする。

- ① 時期・回数 年度合計2回（梅雨時期6月及び台風時期9月各1回。なお、災害発生時等における回数の追加については、市との協議により決定する。）
- ② 確認内容 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（令和7年度版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による表4-3-1「確認チェックシート」に基づく確認を行うこと。
- ③ 上記②にあわせ、建築基準法に規定する特定天井においては、天井裏を目視、打診、触診により確認すること。このとき、必要に応じて足場等を設置し、天井点検口から確認すること。
- ④ 上記②のガイドラインのほか、「施設管理者のための建築物の簡易な劣化判断ハンドブック（令和5年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考にすること。

8 その他施設の管理運営に必要な業務の基準

（1） 緊急時の対応

① 平常時の備え

指定管理者は、事故や災害等の緊急事態が発生した場合に速やかに必要な措置が講じられるよう、事故対応マニュアル、避難誘導計画、災害対応マニュアル等を整備するとともに、防災訓練の実施等により職員等への周知徹底に努めること。

② 災害発生時の業務

災害発生時※において、指定管理者は、大津市地域防災計画等に基づき、市と緊密に連携し、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める災害対応に当たること。

※風水害については自治体が避難情報を発表するレベル、地震については震度5弱以上を想定している。

ア 指定避難所に指定されている施設

市の要請があった場合、業務時間内外を問わず速やかに参集するとともに、市から避難所の開設要請があった際には、マニュアルに基づき、避難所の開設及び運営支援を行う。

イ 指定緊急避難場所に指定されている施設

市の要請があった場合、マニュアルに基づき、施設の被害状況を確認・報告するなどの対応を講じること。

③ 費用負担

前号に定める業務の実施に係る費用負担は、次に定めるところによる。

ア 前号アに規定する業務に要した費用

当該業務の遂行に直接要した費用は、原則として市の負担とする。費用の範囲や精算方法は別途協議の上定めるが、協議においては指定管理者が支出を免れた経常経費の減額も考慮する。

イ 前号イに規定する業務に要した費用

当該業務の遂行に直接要した費用は、原則として指定管理者の負担とする。

ただし、施設の滅失・毀損等の偶発的費用は市の負担とし、詳細は別途協議の上定める。

(2) 防犯対策

十分な防犯対策を行い、犯罪や事故の防止に努めること。

9 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。(3年間)

10 経費等

当施設は利用料金制度を導入するため、指定管理者は天津市が支払う委託料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者自らが企画・実施する事業の収入等を自らの収入とすることができる。

なお、指定管理期間中に条例が改正された場合は、天津市と指定管理者が協議の上、業務内容や委託料を変更することができる。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

① 利用料金収入

条例で規定する額の範囲内で市長の承認を得て定めることができる。

② 委託料

指定管理者からの申請額に基づき、天津市と指定管理者が協議の上、指定管理期間中の委託料総額を基本協定で定めるとともに、毎年度の委託料の額は単年度協定で定めるものとする。なお、協定により定められた委託料は、管理業務に要した経費及び利用料金その他の増減があっても増額や減額は行わない。

③ 指定自主事業による収入

指定自主事業の実施により、入場料や参加料等を徴収する場合は、指定管理者の収入とする。

④ 自主事業による収入

文化事業に関する基本的な考え方により、事業計画書に基づいて指定管理者は自らの費用と責任でイベント等の企画・誘致等の自主事業を実施することにより収入を得ることができる。

【施設の利用料金（利用料金上限額）改定と委託料の再算定について】

指定管理者の収入とする施設利用料金額の設定は、市が条例に規定する『利用料金上限額』の範囲内において指定管理者の提案と市の承認により定めることとしています。『利用料金上限額』については施設使用料適正化の観点から、指定期間開始後に見直しを行う可能性があり、見直しの結果、条例に規定する『利用料金上限額』を改定する場合は、原則、改定前と改定後の『利用料金上限額』の差額分に係る利用料金収入額を申請時の委託料に反映の上、改定後の委託料総額を決定することとします。

なお、委託料に反映する際の再算定方法は以下のとおりです。

【委託料再算定方法】

(1) 改定後の各年度の委託料を再算定する。

- ① 改定後の利用料金上限額－改定前の利用料金上限額＝利用料金上限額の差額
 - ② 利用料金上限額の差額＋各年度申請時の利用料金提案額＝各年度改定後の利用料金額
 - ③ 各年度改定後の利用料金額×各年度申請時の年間利用者（件）数＝各年度改定後の年間利用料金収入額
 - ④ 各年度申請時の年間総経費－各年度改定後の年間利用料金収入額＝各年度委託料
- (2) (1) により再算定した各年度委託料の合計を改定後の委託料総額とする。

(2) 基準費用

指定期間中の委託料の上限額である基準費用（3年間合計）は、190,305,000円とし、この額を公募にあたっての上限額とする。（消費税額及び地方消費税額を含む。）

詳細は別途協定書で定める。

「委託料に含まれるもの」

- ① 人件費（給料、手当、社会保険料等）
- ② 指定自主事業経費
- ③ 光熱水費
- ④ 保守管理業務に係る経費
- ⑤ 環境維持管理業務に係る経費
- ⑥ 保険料
- ⑦ 事務費
- ⑧ その他管理運営に係る一切の経費

1.1 リスク管理

(1) 管理業務に係る経費の主なリスクは次の表のように分担する。

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者

不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により発生した施設、設備の修復に要する経費（下記以外）	○	
	不可抗力により発生した施設、設備の修復に要する経費のうち、指定管理者の責めに帰すべき事由によりその経費が増加したと認められる場合における当該増加した経費		○
	不可抗力により発生した指定管理者の損害及び損失		○
施設・設備等の損傷	経年劣化によるもの（1件あたり50万円未満）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件あたり50万円未満）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
物価等の変動	人件費、光熱費、物件費等の物価変動に伴う経費の増加（消費税率の改定に伴うものを除く。）		○
	金利の変動に伴う経費の増加		○
	利用者の減少（天候不順によるものを含む。）、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減少（なお、市長が特に認める場合は協議による。）		○
政治、行政的理由による管理業務の変更	政治、行政的理由から管理業務の全部又は一部を変更した場合における経費の増加	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中で業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

（２） 事故発生時の対応並びに損害賠償の責務

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償するものとする。
- ② 施設において事故が発生した場合に備え、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに市に連絡すること。
- ③ 指定管理者は、施設賠償責任保険に加入すること。
加入に当たっては市が加入している保険内容を精査し、被害者への損害賠償責任や市からの求償に対応できるよう備えること。
「市が加入している保険内容」は下記のとおり。

全国市長会市民総合賠償補償保険 5型②1D

【賠償保険】

市が所有、使用、管理する施設の不備・欠陥、市の業務上の過失等に起因して住民等第三者の身体または生命を害したり、または財物を滅失、き損もしくは汚損し、市が法律上の損害賠償請求を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる。

身体賠償（限度額）	1名につき	1億円
	1事故につき	10億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円
自己負担額	なし	

【補償保険】

市が主催、共催する行事等に参加する住民等の第三者、または社会奉仕活動を行う団体または市の管理下にある住民個人が、偶然な事故により死亡または後遺障害、もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合に、保険金額を限度に支払われる。

死亡保険金		100万円
入院	1～5日	10,000円
通院	1～5日	5,000円

1.2 経理規程

指定管理者の経理については適正に処理するものとし、帳簿等は指定完了から5年間保管すること。また、指定管理者としての業務に係る経費及び収入については、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

1.3 公租公課

指定管理者は、法人（人格のない社団等で代表者の定めがあり、収益事業を行うものを含む）の住民税、法人が行う事業に係る事業税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税、消費税等の納税義務者となる可能性がある。

詳細は市税については大津市総務部市民税課（市民税、事業所税）、同資産税課（固定資産税）、国税については大津税務署、県税については滋賀県西部県税事務所に、それぞれ問い合わせること。

1.4 インボイス制度の対応

令和5年10月から導入されている消費税の適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）について、インボイス発行事業者の登録を行うとともに、発行したインボイスの保存等の事務を行うこと。インボイス制度の詳細については、国税庁ホームページを確認し、適切な対応を行うこと。

1 5 報告事項

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

指定管理者は、次年度の管理運営に関する事業計画書を毎年度2月末までに作成し、大津市に提出すること。また、事業計画書の作成にあたっては大津市と調整を図ること。

(2) 事業報告書の作成

指定管理者は、月例報告書を翌月20日までに、期別報告書（年3回（4月～7月、8月～11月、12月～3月））を締日の属する月の翌月20日までに、前年度の事業報告書を毎年度5月末までに作成し、市に提出すること。記載事項は、事業報告、利用実績、収支決算書等とする。

(3) 点検報告書の提出

指定管理者は「7 施設の維持管理に関する業務の基準」に記載の各種点検を受け、報告書の交付を受けた際には、その写しを市に提出すること。また、報告書において部品の交換や修繕が指示されている項目については「11 リスク管理」の定めに従い速やかに対応を講じること。

1 6 モニタリング

(1) 業務の実施状況及び施設の管理状況を確認するため、「大津市指定管理者導入施設モニタリング指針」に基づき、定期的にモニタリングを実施する。これにより得られた評価は事業報告書に記載し、次年度の業務実施において反映すること。

(2) 業務状況を確認することを目的として、随時、施設に立ち入り、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことがある。その際、指定管理者は調査に協力すること。

(3) 指定管理者は、業務の改善の指示を受けた場合は、速やかに応じること。

1 7 備品等※の帰属

※大津市財務規則に定める長期耐用物品を指す

原則として、現在使用している大津市所有の備品等を貸与する。大津市から貸与を受けた備品等については、大津市財務規則（平成9年規則第73号）に基づき適切に管理すること。

大津市から貸与する備品等以外で必要なものについては、指定管理者が自らの費用で準備すること。指定管理者が委託料により購入した備品等は、所定の手続きを経て、市に帰属するものとし、備品等購入台帳に記入し、年度終了毎に報告すること。

1 8 協議

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

1 9 資料

位置図、平面図、備品台帳、利用実績

大津市民会館指定自主事業「回遊型コラボレーション事業」開催要領

1. 回遊型コラボレーション事業

①趣 旨

様々な催しを複数の文化施設で同時に開催することで、相乗効果による事業の活性化や地域資源を“つないで見せる”情報発信に取り組み、「感動・創造・交流に輝きを増す、湖都文化のまち」の実現を図ることを目的に開催する。

②内 容

- ・おおむね6月から8月の間に、子どもを含む市民が気軽に文化芸術に親しめる機会を提供し、文化芸術活動の裾野を広げる催しを年間1事業以上実施する。

びわ湖大津舞台芸術祭開催要領

1 趣旨

市民参加による音楽、演劇等舞台芸術の祭典として、市民文化団体に舞台芸術の発表の場を提供するとともに、広く市民に舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、市民の生活にやすらぎやうるおいを与え、“湖都文化”のさらなる高まりを導く創造意欲を喚起する。

2 会場

大津市民会館大ホール及び小ホール

3 参加資格

- ① 声楽部門 合唱、独唱、オペラ、謡曲など
- ② 楽器部門 管弦楽、吹奏楽、邦楽など
- ③ 舞踊部門 現代舞踊、日本舞踊など
- ④ 演劇部門 新劇、能狂言など
- ⑤ 鑑賞部門 専門家の行う優れた舞台芸術の鑑賞
- ⑥ 総合部門 前5部門のうち、2部門以上の団体が合同した舞台芸術

4 参加資格

下記の①から③の全ての要件を備えた団体とする。

- ① 大津市民を中心とした団体又は大津市を拠点として活動している団体
- ② 大津市民会館又はこれと同様の会場において公演実績がある団体
- ③ 大津市又は県域における舞台芸術分野の加盟団体

5 参加料等

- ① 参加料は別表1に規定する額を上限額とする。
- ② 附属設備、器具等の利用料金は別表2に規定する額を上限額とする。

6 その他

- ① 実施は1日1団体1公演とする。
- ② 公演の入場料は1,500円未満とする。

別紙

別表1 参加料の上限額

	平日	休日等
大ホール	23,400	47,900
小ホール	3,600	8,100

備考 リハーサル室は大ホール使用時に楽屋として利用できる。

別表2 付属設備、器具等利用料金の上限額

舞台備品名	平日	休日等
1 反響板(天井反射板照明付)	1,100	1,650
2 オーケストラピット	1,100	1,650
3 演壇	183	275
4 演壇(司会用)	110	165
5 びょうぶ(金・銀)	550	825
6 所作台	110	165
7 松羽目	367	550
8 竹羽目	367	550
9 平台(2×6尺)	55	83
10 平台(3×6尺)	73	110
11 平台(3×9尺)	110	165
12 平台(4×6尺)	92	138
13 平台(4×9尺)	128	193
14 平台(6×6尺)	147	220
15 箱足	18	28
16 譜面台	18	28
17 譜面灯	18	28
18 指揮者台・譜面台	110	165
19 机	18	28
20 椅子	7	11
21 上敷	73	110
22 ホワイトボード(大)	110	165
23 ホワイトボード(小)	73	110
24 絨毛せん	37	55
25 白布	26	39
26 スクリーン	183	275
27 大太鼓	73	110
28 山台用座布団(長物)	55	83
29 山台用木馬	15	22
30 紗幕(白・黒)	550	825
31 花台	18	28
32 大黒幕	550	825
33 大毛せん	367	550
34 地がすり(灰・黒)	1,100	1,650
35 煙霧発生装置(ドライアイス別)	733	1,100
36 舞台取付用階段	55	83
37 液晶プロジェクター	1,467	2,200
38 めくり台	37	55
39 姿見	110	165
40 高座用座布団	183	275
41 広蓋	110	165
42 持込器具(吊りもの10kgにつき)	183	275
43 組立舞台	1,100	1,650
44 迫りステージ	550	825
45 ピアノ(スタインウェイ)	3,667	5,500
46 ピアノ(ヤマハCF)	1,467	2,200
47 ピアノ(アップライト)	367	550
48 ピアノ椅子(背もたれ無し 単独使用時)	183	275
49 ピアノ椅子(背もたれ有 単独使用時)	37	55
50 コントラバス椅子	55	83
51 バレエマット(1.4×10m)	128	193

照明備品名	平日	休日等
52 Aセット シーリングライト1列、フロアライト、ハルエライト56台	1,833	2,750
Bセット フロアライト、ハルエライト56台、シーリングライト1列、トーマスライト12台、サスペンションライト50台	2,933	4,400
54 スポットライト(0.5kw)	37	55
55 スポットライト(1.0kw)	55	83
56 スポットライト(1.5kw)	73	110
57 フットライト	770	1,155

照明備品名	平日	休日等
58 フットライト(花道用)	440	660
59 クセノンピンスポットライト(2.0kw)	550	825
60 ハロゲンピンスポットライト(1.0kw)	367	550
61 ホリゾンライト	587	880
62 移動式ライトタワー	183	275
63 FQライト(1.5kw)	257	257
64 FQライト(0.5kw)	110	165
65 バーライト(1.0kw)	183	275
66 エリースポットライト(0.75kw)	367	550
67 ITOライト(0.65kw)	367	550
68 ミニプレートライト(2灯式)	257	385
69 エフェクトマシン	367	550
70 先玉	37	55
71 プロジェクタースポット(1kw)	367	550
72 プロジェクタースポット(2kw)	550	825
73 リップルマシン	293	440
74 芯なしダブルマシン	367	550
75 オーロラマシン	183	275
76 ミラーボール	183	275
77 ストロボスコープ(1連)	367	550
78 ストロボスコープ(2連)	733	1,100
79 星球	183	275
80 ブラックライト	147	220
81 ロアーホリゾンライト	550	825
82 アッパーホリゾンライト	183	275
83 スモークマシン(ジュース別)	733	1,100

音響備品名	平日	休日等
84 場内拡声装置(大ホール 固定スピーカー付)	1,467	2,200
85 場内拡声装置(小ホール 固定スピーカー付)	367	550
86 CDプレイヤー	110	165
87 カセットテープデッキ	110	165
88 MDデッキ	110	165
89 ダイレクトボックス・トランスボックス・カフボックス等	183	275
90 コンデンサーマイクフオン	220	330
91 ダイナミックマイクフオン	183	275
92 録音用ステレオマイクフオン(Sm69Fet)	550	825
93 エレベーターマイク装置	183	275
94 ワイヤレスマイクフオン(電池別1ch)	367	550
95 ステージスピーカー(大型)	1,100	1,650
96 ステージスピーカー(小型)	733	1,100
97 モニタースピーカー	183	275
98 移動調整卓	550	825
99 エフェクター	367	550
100 マイクスタンド(大型)	55	83
101 マイクスタンド(小型)	37	55
102 マイクスタンド(卓上)	18	28
103 三点吊り装置	257	385
104 ライン回路(1回路)	110	165
105 マルチ回路(24ch)	550	825

その他	平日	休日等
照明舞台用電源(1口)	130	130
持込拡声装置電源(1口)	2,620	2,620
カラーフィルター	実費	実費
各種消耗品	実費	実費
大ホール冷暖房利用料金(1時間迄毎に)※	2,620	2,620
小ホール冷暖房利用料金(1時間迄毎に)※	520	520
リハーサル室冷暖房利用料金(1時間迄毎に)※	520	520

備考

- (1)この表に掲げる付属設備、器具等の利用料金の上限額(以下基本料金の上限額)という。)は条別表に掲げる午前・午後・夜間の区分の1区分あたりの額とする。ただし※を除く
- (2)仕込み、練習等に利用する付属設備、器具等の利用料金の上限額は、基本利用料金の上限額に10分の5を乗じて得た額とする。
- (3)使用時間を超過したときの付属設備、器具等の利用料金の上限額は、超過時間30分迄毎に基本利用料金の上限額に10分の3を乗じて得た額とする。
- (4)臨時操作補助員に係る費用は実費とする。
- (5)ピアノの調律は使用者が行う。

大津市民会館駐車場の防災設備管理業務に関する変更協定書

大津市（以下「甲」という）と京阪ホールディングス株式会社（以下「乙」という）とは、大津市民会館駐車場（琵琶湖ホテル1階駐車場施設）の防災設備監視業務および保守業務（以下「防災設備管理業務」という）に係る費用負担について、以下のとおり変更協定（以下「本協定」という）を締結する。

なおこれに伴い、平成10年〔1998年〕12月24日付にて締結した大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定は、本協定の締結をもって破棄する。

第1条（防災設備管理業務に係る費用負担）

防災設備管理業務に係る費用（以下「管理費」という）として、甲の負担すべき金額は、月額金39,140円（消費税等別途）とする。

2. 管理費は、防災設備監視業務について大津市民会館駐車場の面積を防災設備管理業務を委託している全体面で除した面積割りにより、保守業務について大津市民会館駐車場に設置している消火器等の個数により算出したものである。
3. 管理費に賦課される消費税および地方消費税は、甲の負担とする。なお、協定の有効期間内に税制改正があった場合、その改正日以降については、改正後の税額によるものとする。

第2条（支払方法）

甲または甲が指定する管理委託者（指定管理者）は、当月分の管理費を翌月末日（同日が金融機関休業日のときはその前営業日）までに、乙またはその代理人の指定する金融機関口座に振込むことにより支払い、その支払いに要する費用（振込手数料等）は甲の負担とする。

第3条（協定の有効期間と更新）

本協定の有効期間は、2018年7月1日から2019年3月31日までとする。

2. 期間満了の3カ月前までに甲または乙が相手方に対して書面による何等の意思表示をしないとき、本協定は更に同一条件にて1年間継続するものとし、以後もこれと同様とする。

第4条（本協定に定めのない事項）

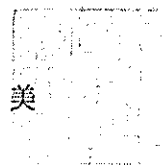
本協定に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲・乙互いに誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

以 上

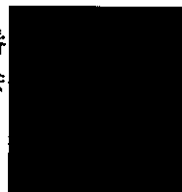
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2018年 6月 29日

(甲) 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 越 直 美



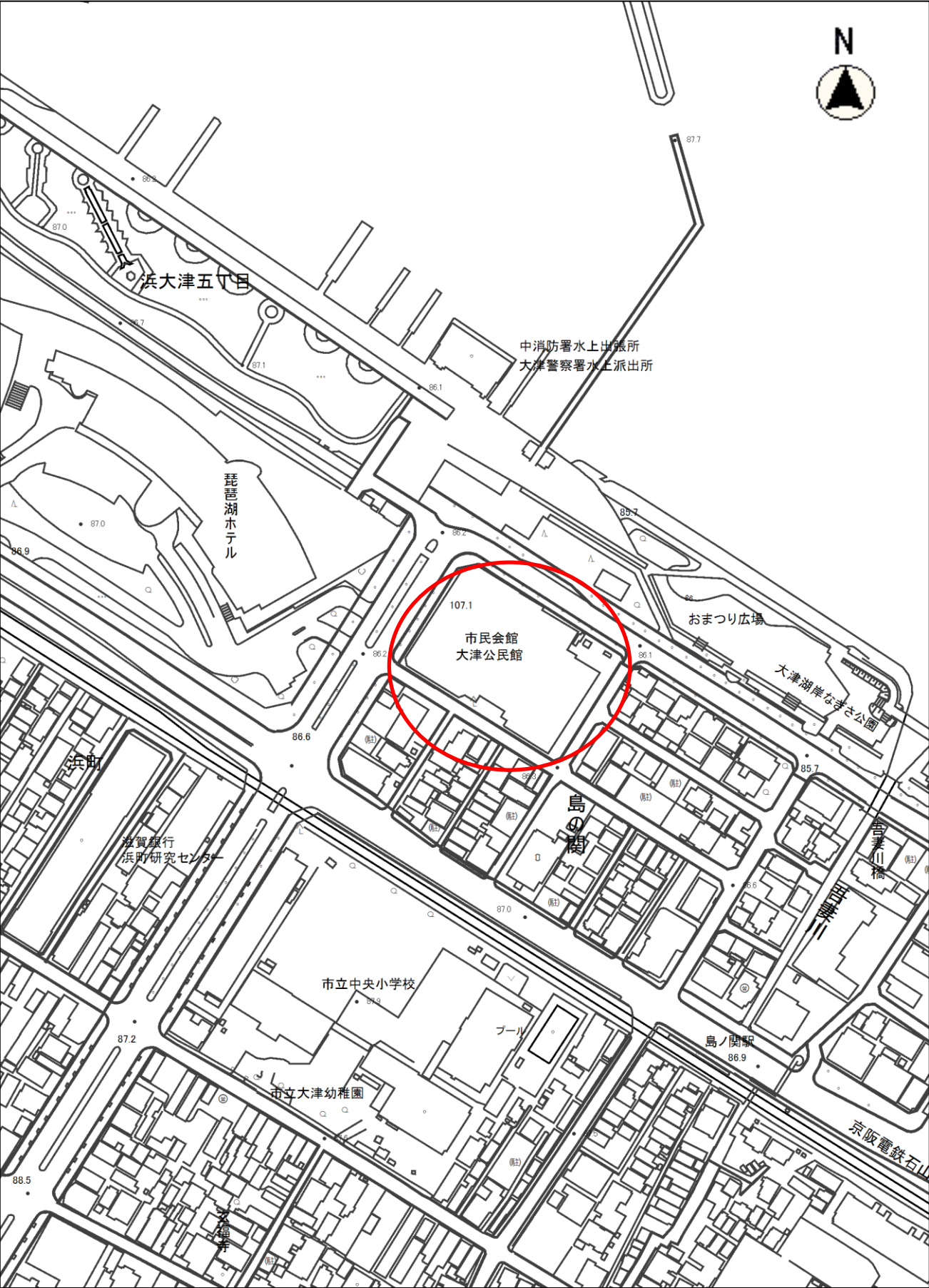
(乙) 大阪府枚方市岡東町173番
京阪ホールディングス株式会
代表取締役 加藤 好文



大津市民会館

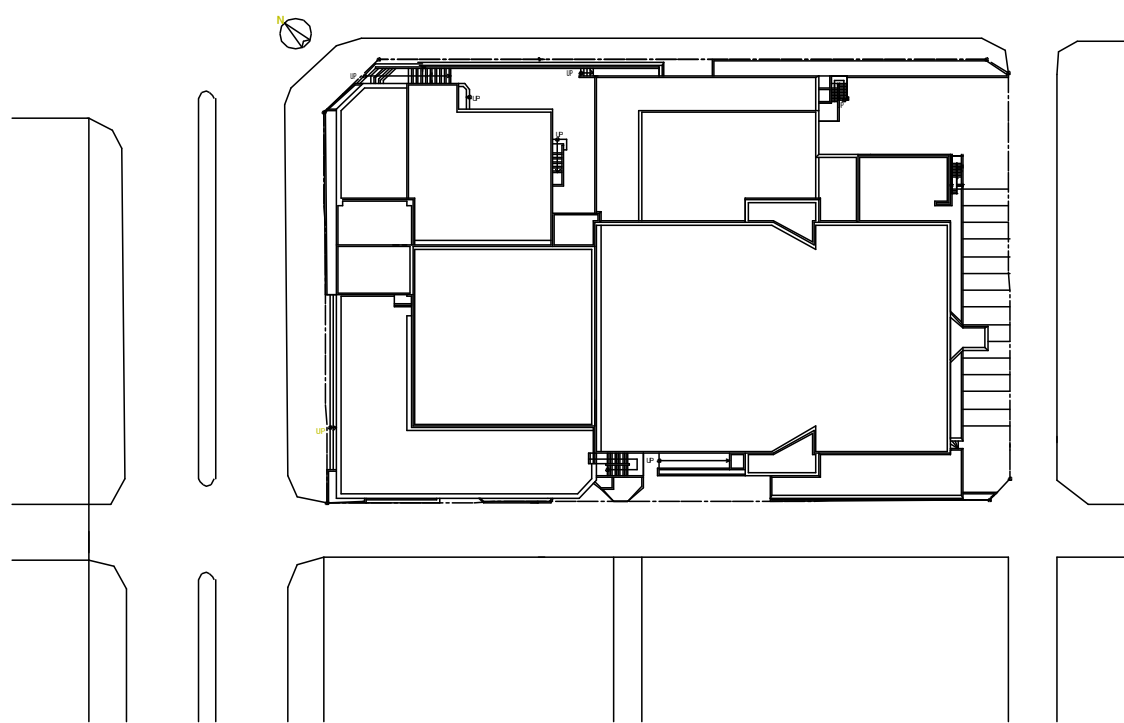
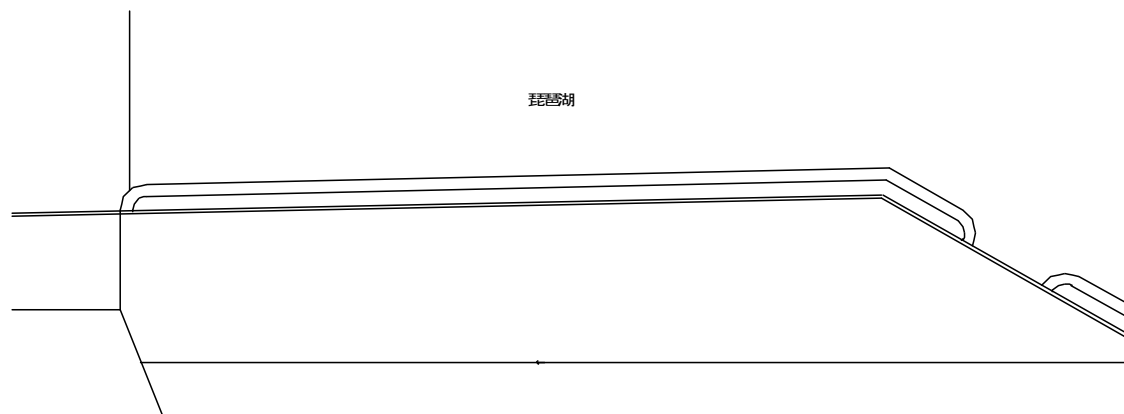
— 添付資料 —

1. 位置図
2. 平面図
3. 備品台帳
4. 利用実績

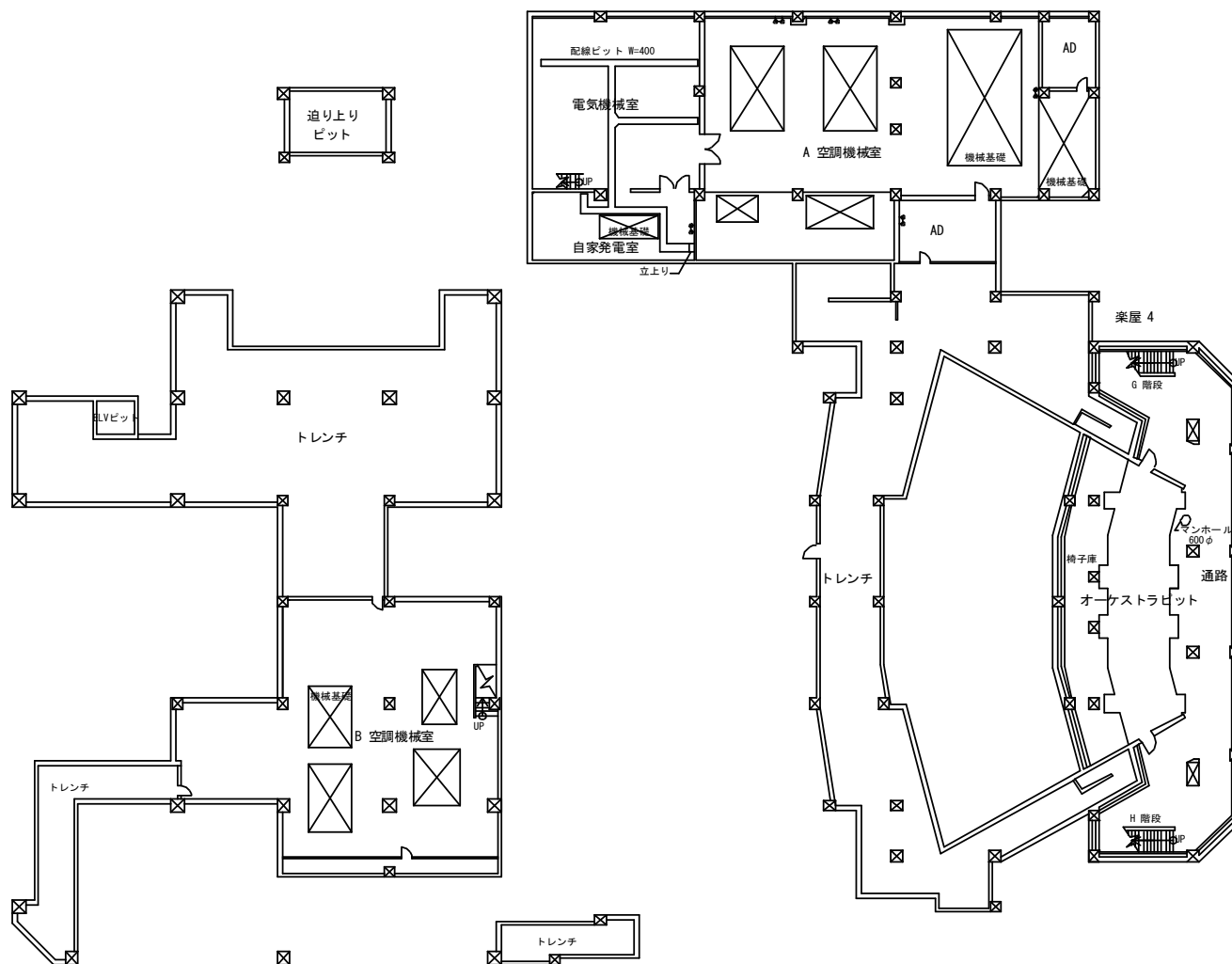


掲載情報は、内容を保証するものではありません。
権利や義務が発生するもの、契約の資料となるものなど
重要な情報は、必ず担当課にご確認ください。

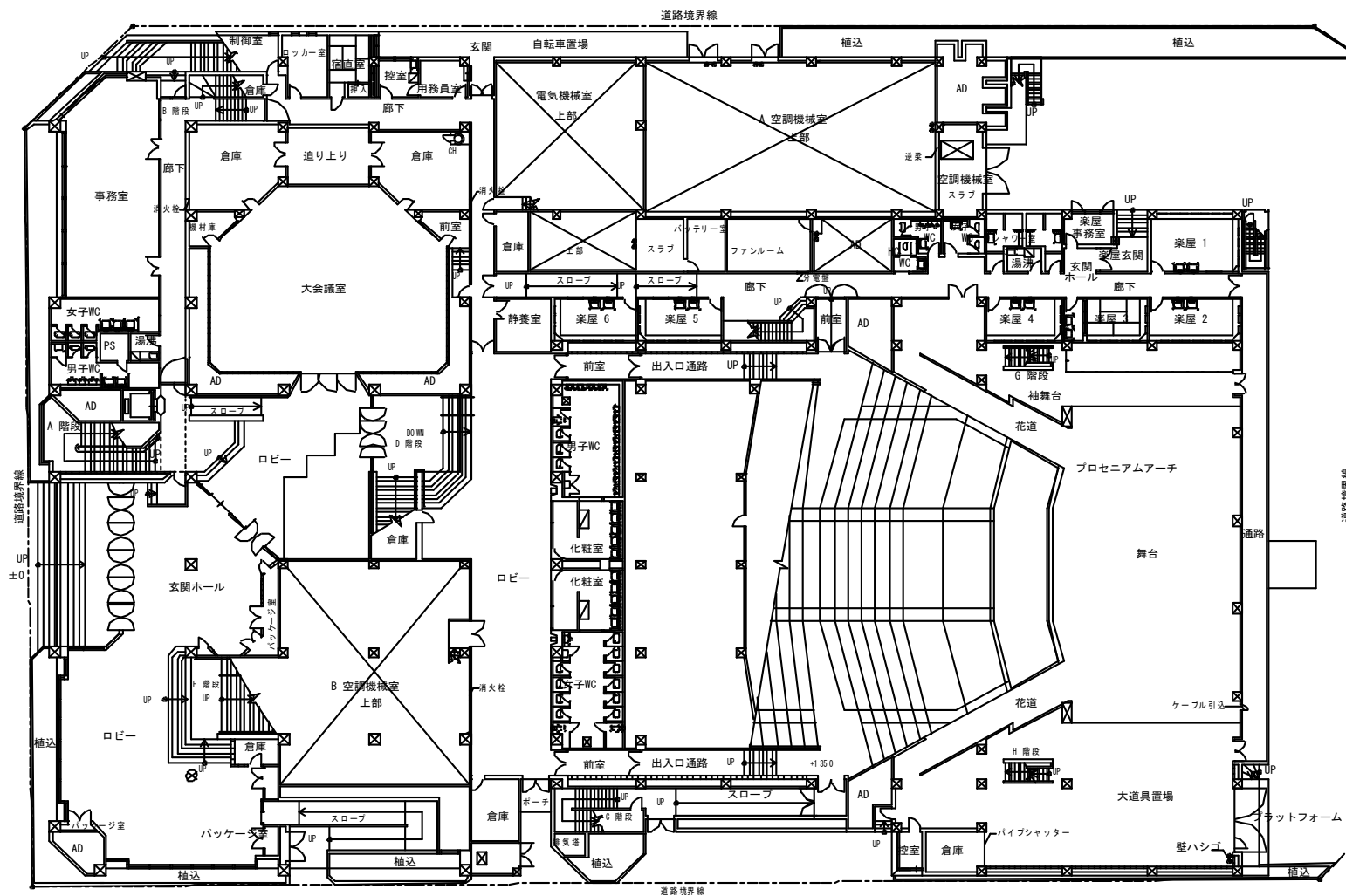
縮尺 1 : 2500



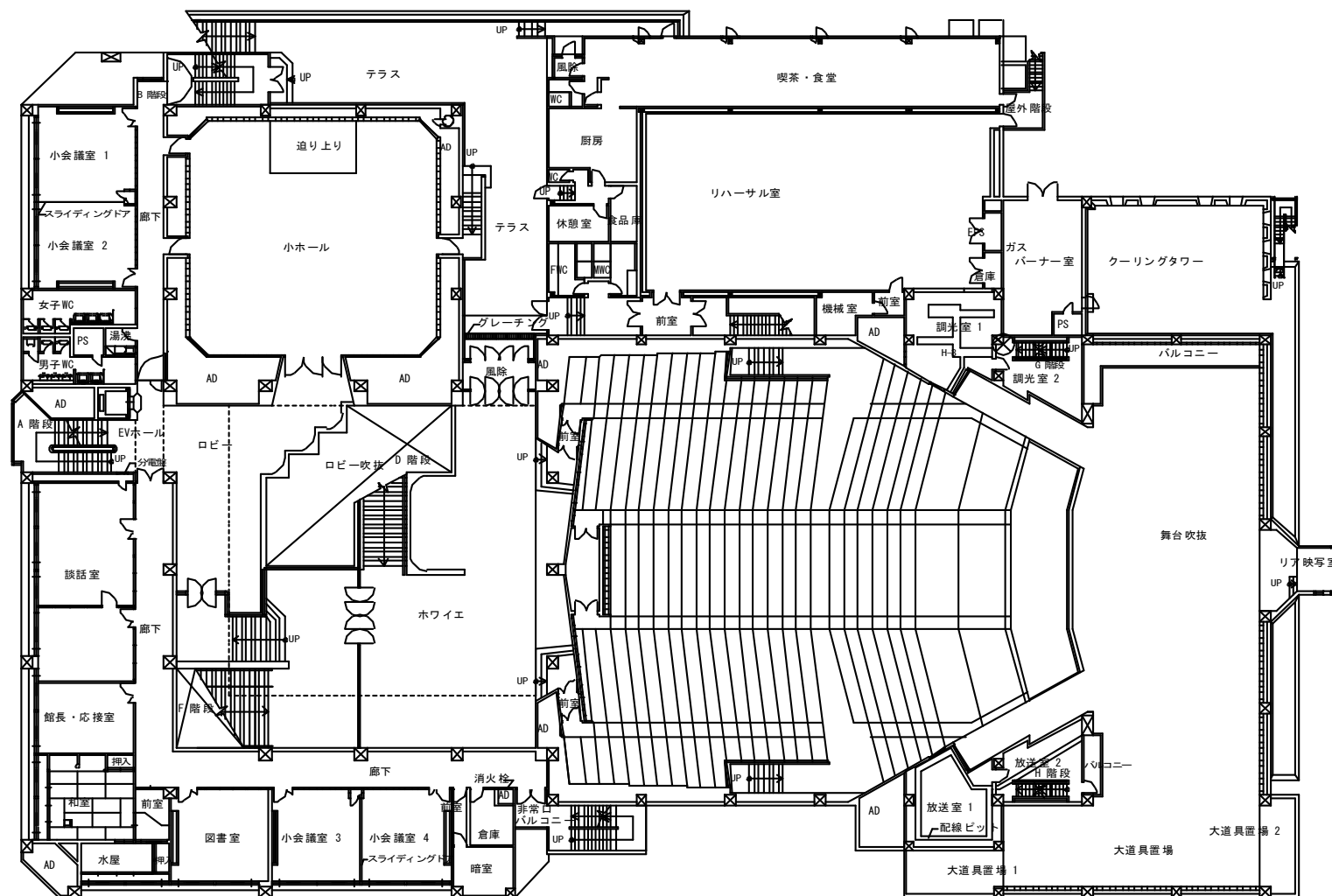
配置図



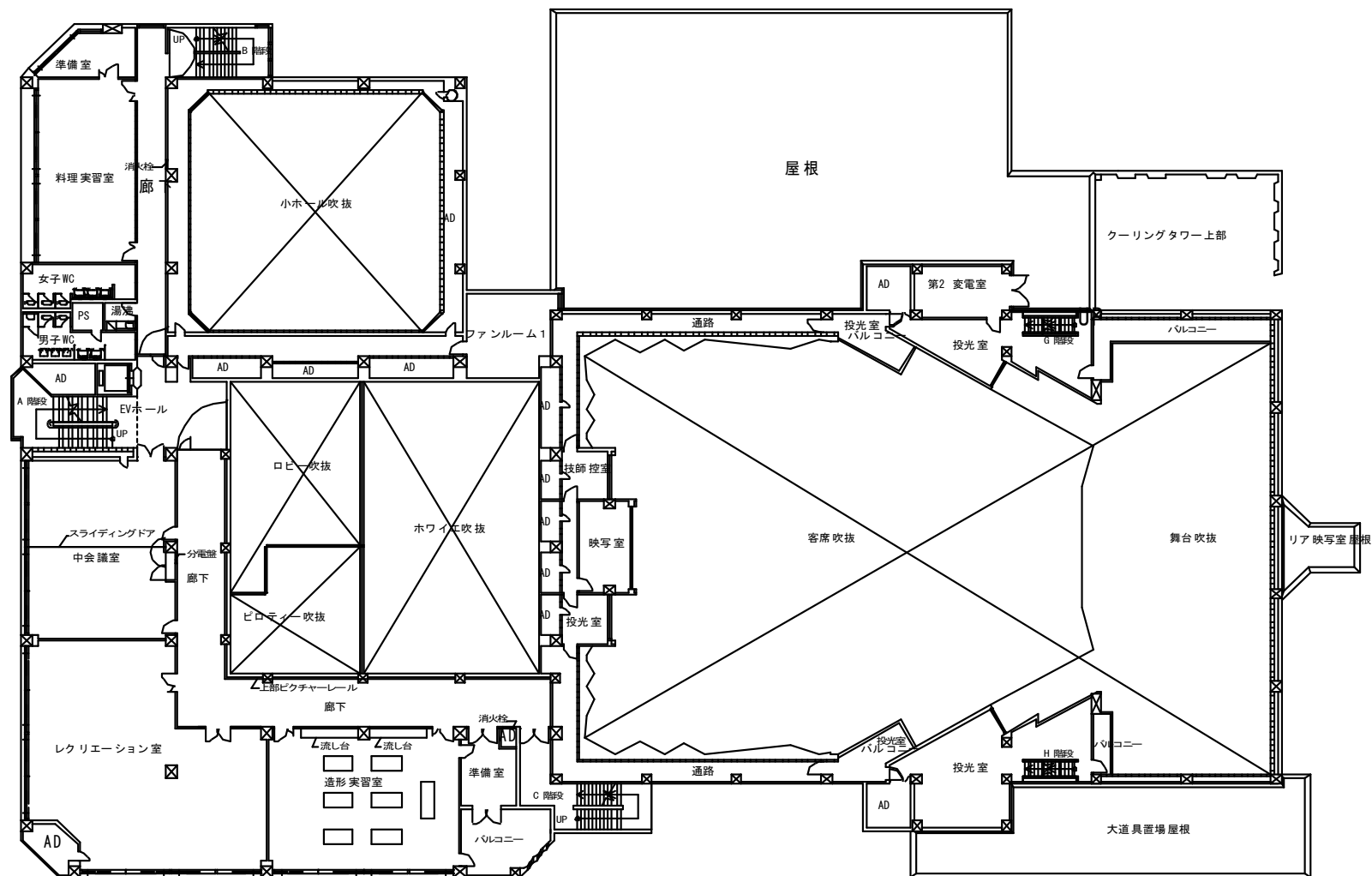
地下1階平面図



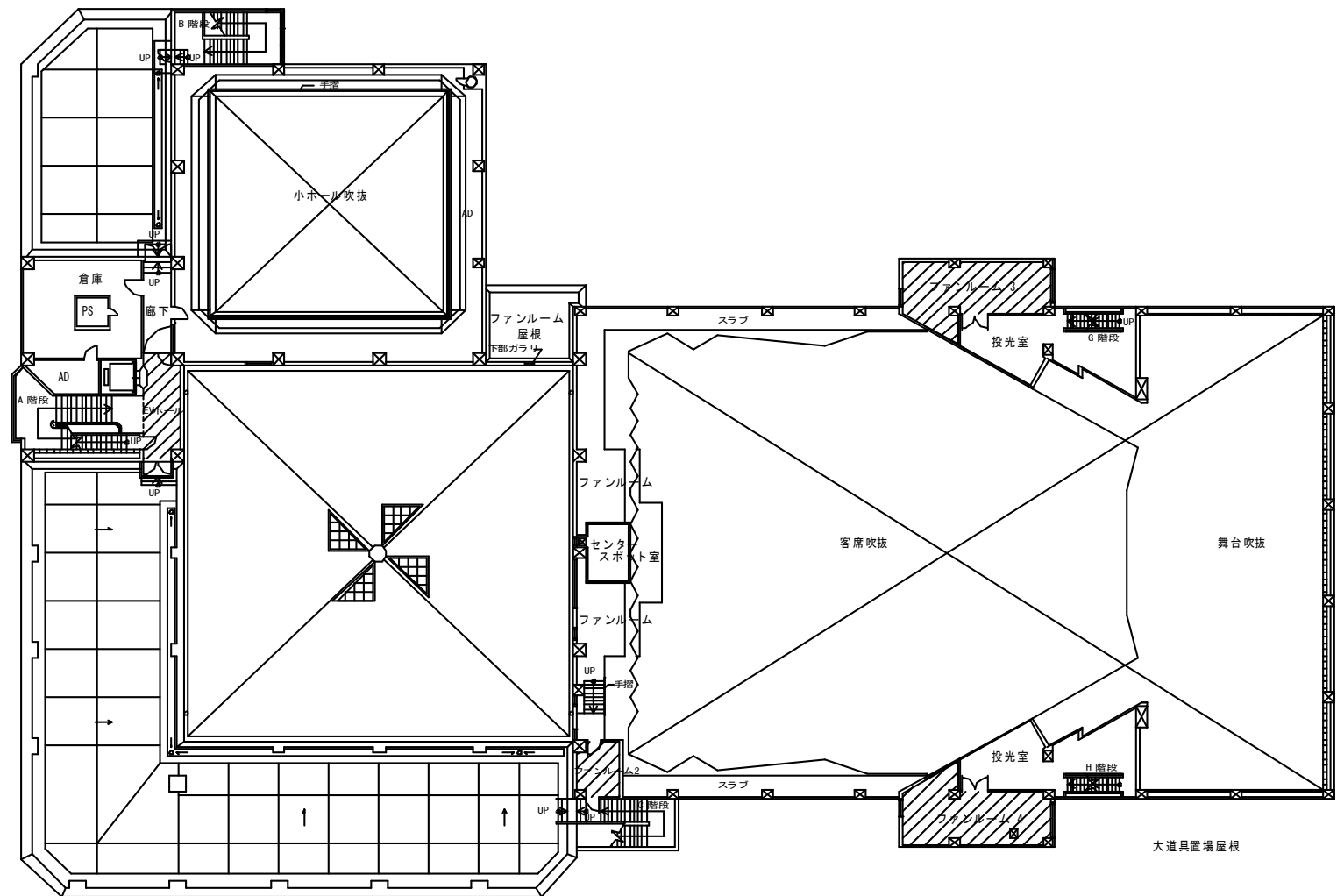
1階平面図



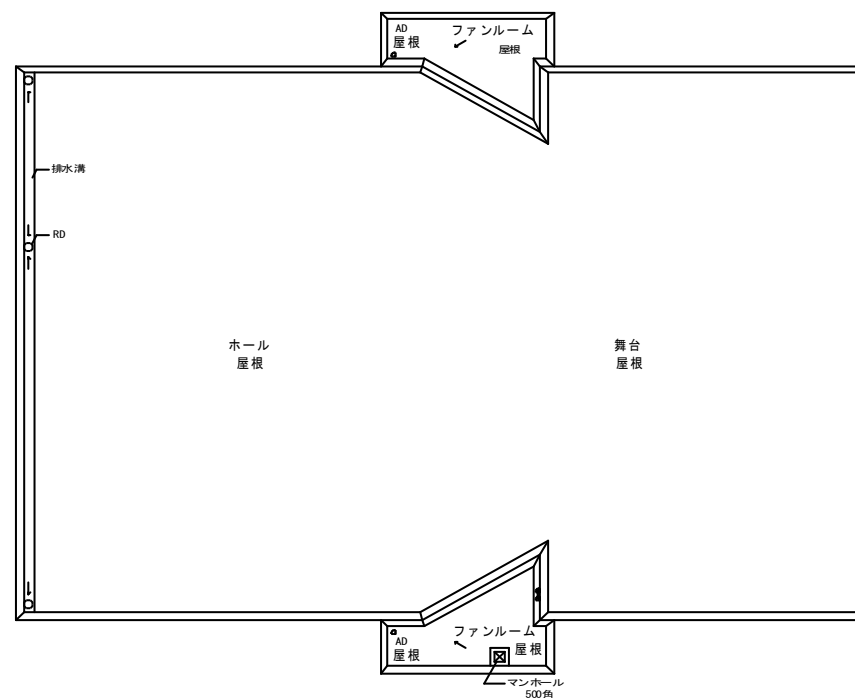
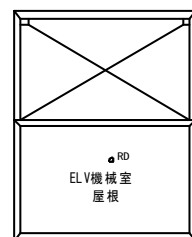
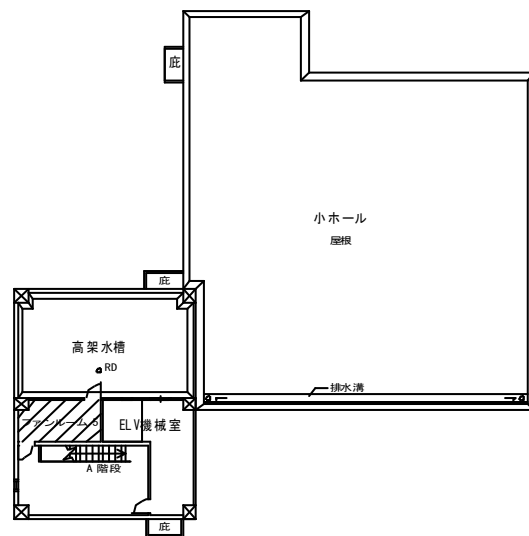
2階平面図



3階平面図



4階平面図



R階平面図

大津市民会館 備品台帳

	品名	規格
1	黒板・ホワイトボード	黒板・ホワイトボード
2	黒板・ホワイトボード	黒板・ホワイトボード
3	掲示板	案内板 座席表
4	掲示板	案内板 美術出版01-6842
5	レジスター	東芝ﾚｯｸ MA-660-20-PK-2 20部門ﾀｲﾌﾞ ・ﾚｼｰﾄ58mm幅 ・市章ｺｰ 印字可
6	金庫（スチール製）	金庫 50L CK-820
7	置台（スチール製）	サービス台 ｴｷﾞﾘﾀﾞｲ
8	置台（スチール製）	サービス台 ｴｷﾞﾘﾀﾞｲ
9	置台（スチール製）	平台 3枚1組
10	置台（スチール製）	平台 3枚1組
11	演壇演台	演壇演台 ｴﾁED-7ｼｵｲｼｬｯｸ
12	応接セット	応接セット ｴﾁOT-130 OYO-10-F
13	応接セット	応接セット ｴﾁOT-130 OYO-10-F
14	ソファー	AICHI TRANS-2B-A(V)ﾌﾞﾗｯｸ
15	ソファー	AICHI TRANS-2B-A(V)ﾌﾞﾗｯｸ
16	ソファー	AICHI TRANS-2B-A(V)ﾌﾞﾗｯｸ
17	ソファー	AICHI TRANS-2B-A(V)ﾌﾞﾗｯｸ
18	舞台幕	舞台幕 シﾝｺｰﾙ ｸﾀ№432 貫八別珍・黒（防災処理）
19	画額	画額 90X180ｾﾝﾁ
20	画額	画額 116.7X90.9ｾﾝﾁ
21	ピアノ	ピアノ ヤﾏﾊCF
22	ピアノ	ピアノ ヤﾏﾊﾌﾙｺﾝｻｰﾄ
23	ピアノ	ピアノ ｶﾜｲUS55LE
24	ピアノ	ピアノ G.Pｽﾃﾝｳｴｲ
25	ピアノ	ピアノ ﾋﾞｱﾉﾎﾞｳｼｯｶﾊﾞｰ
26	ピアノ椅子	ピアノ椅子 ｶﾜｲ
27	ピアノ椅子	ピアノ椅子 ｶﾜｲ
28	サウンドプロセッサー	サウンドプロセッサー ヤﾏﾊ SP-90 2
29	楽器ケース	楽器ケース ﾋﾞｱﾉﾎﾞｳｼｯｶﾊﾞｰ
30	楽器ケース	楽器ケース ﾋﾞｱﾉﾎﾞｳｼｯｶﾊﾞｰ
31	指揮者用譜面台	松尾楽器商会 C D－1 0 4－L
32	エフェクトマシン	エフェクトマシン ﾅﾐ/ｴﾌｴｸﾄﾏｼﾝJP100V500
33	エフェクトマシン	エフェクトマシン ﾅﾐ/ｴﾌｴｸﾄﾏｼﾝJP100V500
34	エフェクトマシン	エフェクトマシン VSｶﾞﾀ
35	山台	山台 6X9
36	山台	山台 6X9
37	山台	山台 6X9
38	山台	山台 6X9
39	山台	山台 6X12
40	運搬車	運搬車 ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾞｱﾉ
41	運搬車	運搬車
42	掃除機	電気掃除機 ﾅｼｵﾅﾙ MC962
43	ラジカセ	カセットﾃﾞｯｷ ﾀｽｶﾐ 122MK2
44	ディスクマシン	ディスクマシン
45	ディスクマシン	ディスクマシン
46	カセットデッキ	TASCAM 122MKIII
47	映写機	映写機 ｷｬﾋﾞﾆｰﾙﾁｮﾝｸﾞ-210
48	映写機	映写機 ﾏﾞﾗｲﾄﾞ ｴｲｼｬｷ SLP600SD
49	スクリーン	スクリーン ｻﾝｷｬｸｽﾀﾝﾄﾞ ｼﾂ210X210
50	オーバーヘッドプロジェクター	O H P 1P-910
51	オーバーヘッドプロジェクター	O H P リｳ- 302F
52	ストロボ	ストロボ ﾏﾙﾁKM-7S
53	車椅子	車椅子 ﾆｯｼﾝNS1
54	車椅子	車椅子 ﾆｯｼﾝNS1
55	車椅子	車椅子 ﾆｯｼﾝNS1
56	マイクロホン	マイクロホン AKG C451EBCON6
57	マイクロホン	マイクロホン AKG C451EBCON6
58	マイクロホン	マイクロホン M88
59	マイクロホン	マイクロホン M88
60	マイクロホン	マイクロホン M88
61	マイクロホン	マイクロホン M88
62	マイクロホン	マイクロホン MD-441U
63	マイクロホン	マイクロホン MD-441U
64	マイクロホン	マイクロホン シｵﾌﾞｽCHC-54U
65	マイクロホン	マイクロホン シｵﾌﾞｽCHC-54U
66	舞台照明機具	舞台照明機具 ｴﾘｽﾀﾞ ｿﾄﾗｲﾄ
67	舞台照明機具	舞台照明機具 ｴﾘｽﾀﾞ ｿﾄﾗｲﾄ
68	舞台照明機具	舞台照明機具 ｴﾘｽﾀﾞ ｿﾄﾗｲﾄ
69	舞台照明機具	舞台照明機具 ｴﾘｽﾀﾞ ｿﾄﾗｲﾄ

	品名	規格
70	舞台照明機具	舞台照明機具 RDS 940-9
71	舞台照明機具	舞台照明機具 RDS 940-9
72	舞台照明機具	舞台照明機具 RDS 940-9
73	舞台照明機具	舞台照明機具 RDS 940-9
74	舞台照明機具	舞台照明機具 RDS EQS-10
75	舞台照明機具	舞台照明機具 RDS EQS-10
76	舞台照明機具	舞台照明機具 ロア-ホリゾ ンライト LHQ
77	舞台照明機具	舞台照明機具 ロア-ホリゾ ンライト LHQ
78	舞台照明機具	舞台照明機具 ロア-ホリゾ ンライト LHQ
79	舞台照明機具	舞台照明機具 ロア-ホリゾ ンライト LHQ
80	舞台照明機具	舞台照明機具 ロア-ホリゾ ンライト LHQ
81	舞台照明機具	舞台照明機具 スパ イラルマシン ESM
82	舞台照明機具	舞台照明機具 スパ イラルマシン ESM
83	舞台照明機具	舞台照明機具 RDS チュキヨリ971
84	舞台照明機具	舞台照明機具 カッターライトITO650W
85	舞台照明機具	舞台照明機具 カッターライトITO
86	舞台照明機具	舞台照明機具 カッターライトITO
87	舞台照明機具	舞台照明機具 カッターライトITO
88	舞台照明機具	舞台照明機具 カッターライトITO
89	舞台照明機具	舞台照明機具 カッターライトITO
90	舞台照明機具	舞台照明機具 カッターライトITO
91	舞台照明機具	舞台照明機具 カッターライトITO
92	音響関連器具	音響関連器具 アナウンスエンダー-BOXパ ーチカル
93	音響関連器具	音響関連器具 グ ラフックイコライザ ー
94	音響関連器具	音響関連器具 グ ラフックイコライザ ー
95	ステージ（舞台）	ステージ（舞台）
96	ステージ（舞台）	ステージ（舞台）
97	ステージ（舞台）	ステージ（舞台）
98	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	照明用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ I T O-650W- p
99	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	照明用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ I T O-650W- p
100	ﾐﾆﾃﾞｨｽｸﾚｰﾀﾞｰ	S O N Y M D S - E 11/8
101	ﾐﾆﾃﾞｨｽｸﾚｰﾀﾞｰ	S O N Y M D S - E 11/8
102	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	舞台照明用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ SOURCE FOUR 436FULL
103	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	舞台照明用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ SOURCE FOUR 436FULL
104	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	舞台照明用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ SOURCE FOUR 436FULL
105	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	舞台照明用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ SOURCE FOUR 436FULL
106	エフェクトスポット	エフェクトｽﾎﾟｯﾄ (本体) RDS 2KW EQS－20
107	エフェクトスポット	エフェクトｽﾎﾟｯﾄ (本体) RDS 2KW EQS－20
108	ディスクマシン	RDS EDM デ ィ ス ク マ シ ン
109	ディスクマシン	RDS EDM デ ィ ス ク マ シ ン
110	調整卓	MIDAS VENICE240
111	液晶プロジェクター	液晶プロジェクター MITSUBISHI LVP-XL5950
112	長焦点レンズ	長焦点レンズ MITUBISHI OL-X500LZ（LVP-XL5950交換用）
113	M I N I D I S Cレコーダー	TEAC社 TASCAM MD-801RMK II（DOS/Vキ ー ボ ード ・ フラッシュスタート用RAM付属）
114	M I N I D I S Cレコーダー	TEAC社 TASCAM MD-801RMK II（DOS/Vキ ー ボ ード ・ フラッシュスタート用RAM付属）
115	スクリーン	OSSCREEN HT-V250 生地:ホワイト パ ン ト 吊り下げ用ﾏｽｶﾝ:5個
116	スポットライト	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ SOURCE FOUR SF750-426
117	スポットライト	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ SOURCE FOUR SF750-426
118	スポットライト	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ SOURCE FOUR SF750-426
119	スポットライト	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ SOURCE FOUR SF750-426
120	一般機械	ドライアイスマシン Aｶﾞﾀ 3KW×2
121	一般機械	ドライアイスマシン Aｶﾞﾀ 3KW×2
122	工具	ローリング・タワー ﾎﾜｶﾞ 77-3
123	工具	丸鋸盤 ﾏｷﾀ 2711
124	発電機	発電機 シﾝﾀﾞｲ EGY-21
125	投光器	投光器 ﾎﾜｶﾞ ｼﾞﾎﾞﾝｽﾎﾟ Q16
126	マイクロホン	M I L A B V M－4 4 C l a s s i c
127	マイクロホン	M I L A B V M－4 4 C l a s s i c
128	マイクロホン	M I L A B V M－4 4 C l a s s i c
129	マイクロホン	M I L A B V M－4 4 C l a s s i c
130	スモークマシン	ロスコ1700 コントローラー付
131	プロジェクター	エプソン E B－1 7 7 0 W ※パソコン用延長コードミニD－s u b 1 5 p i n（長さ20m）1本を付けること
132	デジタルミキサー	ヤマハ デジタルプロダクションコンソール DM1000VCM メーターブリッジ MB1000 サイドウッドパネル SP100C
133	ミキサーケース	DM1000VCM専用 材質：FRP9mm以上 内装：メルトン・ウレタン キャスター付
134	スピーカー	エレクトロ スピーカー S X300E（付属品M b 206、M b 207 A、コネクタN L 4 F X 各2ヶ付）
135	スピーカー	エレクトロ スピーカー S X300E（付属品M b 206、M b 207 A、コネクタN L 4 F X 各2ヶ付）
136	パワーアンプ	アムクロン X T i 2 0 0 2
137	CDレコーダー	タスカム S S - C D R 2 0 0（C F カードC F - 4 H S R各1ヶ付）
138	CDレコーダー	タスカム S S - C D R 2 0 0（C F カードC F - 4 H S R各1ヶ付）
139	舞台幕	一文字幕 3張、袖幕 2対、中割幕 2対 木綿貫八別珍地 黒色
140	舞台幕	第4・5文字幕 2張 木綿貫八別珍地 黒色
141	舞台幕	第4・5文字幕 2張 木綿貫八別珍地 黒色

	品名	規格
142	モニタースピーカー	J B L 社 4 3 0 7
143	モニタースピーカー	J B L 社 4 3 0 7
144	クセノンプインスポットライト	ウシオライティング株式会社製 X P S - 2 0 0 9 S R / e
145	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 0 ランプ・ハンガー付
146	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 1 ランプ・ハンガー付
147	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 2 ランプ・ハンガー付
148	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 3 ランプ・ハンガー付
149	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 4 ランプ・ハンガー付
150	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 5 ランプ・ハンガー付
151	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 6 ランプ・ハンガー付
152	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 7 ランプ・ハンガー付
153	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 8 ランプ・ハンガー付
154	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 5 9 ランプ・ハンガー付
155	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 0 ランプ・ハンガー付
156	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 1 ランプ・ハンガー付
157	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 2 ランプ・ハンガー付
158	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 3 ランプ・ハンガー付
159	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 4 ランプ・ハンガー付
160	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 5 ランプ・ハンガー付
161	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 6 ランプ・ハンガー付
162	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 7 ランプ・ハンガー付
163	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 8 ランプ・ハンガー付
164	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 6 9 ランプ・ハンガー付
165	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 7 0 ランプ・ハンガー付
166	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 7 1 ランプ・ハンガー付
167	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 7 2 ランプ・ハンガー付
168	ハロゲンスポットライト	5 0 0 W 非球面平凸スポットライト 丸茂電機 M S C - 6 0 8 - 7 7 3 ランプ・ハンガー付
169	非接触温度計・消毒液噴霧機・広告ス	ゼンシン スマートチェッカー 一式（サーマルパッド、スタンド、パネル、消毒液ディスペンサー）
170	業務用食器洗浄機	日本洗浄機 食器洗浄機 S D 6 4 E 3 B - R
171	デジタルワイヤレス受信機（４ＣＨ）	S H U R E U L X D 4 Q - A B １台、S H U R E U A 8 3 4 W B ２台、a u d i o - t e c h n i c a A T W - F 8 0 8 H H 1
172	デジタルワイヤレス受信機（２ＣＨ）	S H U R E U L X D 4 D - A B
173	ワイヤレスマイク（ハンドヘルド型）	S H U R E U L X D 2 / S M 5 8 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 0 B 含む
174	ワイヤレスマイク（ハンドヘルド型）	S H U R E U L X D 2 / S M 5 8 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 1 B 含む
175	ワイヤレスマイク（ハンドヘルド型）	S H U R E U L X D 2 / S M 5 8 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 2 B 含む
176	ワイヤレスマイク（ハンドヘルド型）	S H U R E U L X D 2 / S M 5 8 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 3 B 含む
177	ワイヤレスマイク（ハンドヘルド型）	S H U R E U L X D 2 / S M 5 8 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 4 B 含む
178	ワイヤレスマイク（ハンドヘルド型）	S H U R E U L X D 2 / S M 5 8 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 5 B 含む
179	ワイヤレスマイク（ボディーバック型	S H U R E U L X D 1 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 0 B 含む
180	ワイヤレスマイク（ボディーバック型	S H U R E U L X D 1 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 1 B 含む
181	ワイヤレスマイク（ボディーバック型	S H U R E U L X D 1 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 2 B 含む
182	ワイヤレスマイク（ボディーバック型	S H U R E U L X D 1 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 3 B 含む
183	ワイヤレスマイク（ボディーバック型	S H U R E U L X D 1 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 4 B 含む
184	ワイヤレスマイク（ボディーバック型	S H U R E U L X D 1 - J B ※充電電池 S H U R E S B 9 0 5 B 含む
185	ワイヤレス充電器	S H U R E S B C 8 0 0 - J
186	舞台幕	大津市民会館小ホール舞台幕 一式
187	ビジネスプロジェクター	エプソン ビジネスプロジェクター E B - L 7 3 0 U

令和7年度 施設別利用状況

区分		4月	5月	6月	7月	4月～7月	8月	9月	10月	11月	8月～11月	12月	1月	2月	3月	12月～3月	合計
大ホール	利用件数	6	17	11	17	51	8	11	13	15	47	17	11	11	17	56	154
	利用日数	6	16	11	17	50	8	11	13	15	47	15	9	10	16	50	147
	利用可能日数	26	29	27	30	112	26	25	29	29	109	25	26	26	18	95	316
	利用率（日）	23.1%	55.2%	40.7%	56.7%	44.6%	30.8%	44.0%	44.8%	51.7%	43.1%	60.0%	34.6%	38.5%	88.9%	52.6%	46.5%
	利用時間数	57	136	87	142	422	63	92	111	124	390	108	79	76	146	409	1,221
	利用可能時間数	260	290	270	300	1,120	260	244	290	290	1,084	250	260	260	180	950	3,154
	利用率（時間）	21.9%	46.9%	32.2%	47.3%	37.7%	24.2%	37.7%	38.3%	42.8%	36.0%	43.2%	30.4%	29.2%	81.1%	43.1%	38.7%
	利用区分数	17	44	27	44	132	19	28	34	37	118	33	24	23	44	124	374
	利用可能区分数	78	87	81	90	336	78	74	87	87	326	75	78	78	54	285	947
	利用率（区分）	21.8%	50.6%	33.3%	48.9%	39.3%	24.4%	37.8%	39.1%	42.5%	36.2%	44.0%	30.8%	29.5%	81.5%	43.5%	39.5%
	利用人数	3,370	8,153	4,811	7,311	23,645	2,520	6,491	5,899	3,895	18,805	8,212	7,175	5,458	8,675	29,520	71,970
小ホール	利用件数	11	9	10	19	49	15	12	13	18	58	12	11	19	13	55	162
	利用日数	11	9	10	19	49	15	12	13	18	58	12	11	18	13	54	161
	利用可能日数	27	29	27	30	113	26	25	30	29	110	25	26	26	27	104	327
	利用率（日）	40.7%	31.0%	37.0%	63.3%	43.4%	57.7%	48.0%	43.3%	62.1%	52.7%	48.0%	42.3%	69.2%	48.1%	51.9%	49.2%
	利用時間数	89	65	75	145	374	128	100	103	160	491	88	99	144	94	425	1,290
	利用可能時間数	270	290	270	300	1,130	260	250	300	290	1,100	250	260	260	270	1,040	3,270
	利用率（時間）	33.0%	22.4%	27.8%	48.3%	33.1%	49.2%	40.0%	34.3%	55.2%	44.6%	35.2%	38.1%	55.4%	34.8%	40.9%	39.4%
	利用区分数	27	20	23	44	114	39	31	32	48	150	27	30	47	29	133	397
	利用可能区分数	81	87	81	90	339	78	75	90	87	330	75	78	78	81	312	981
	利用率（区分）	33.3%	23.0%	28.4%	48.9%	33.6%	50.0%	41.3%	35.6%	55.2%	45.5%	36.0%	38.5%	60.3%	35.8%	42.6%	40.5%
	利用人数	580	556	489	1,615	3,240	985	1,363	975	1,381	4,704	1,024	454	1,269	803	3,550	11,494
リハーサル室	利用件数	17	12	11	17	57	21	17	22	20	80	18	14	14	25	71	208
	利用日数	15	12	11	16	54	19	16	19	19	73	14	12	13	22	61	188
	利用可能日数	28	30	28	30	116	29	27	30	29	115	27	26	26	26	105	336
	利用率（日）	53.6%	40.0%	39.3%	53.3%	46.6%	65.5%	59.3%	63.3%	65.5%	63.5%	51.9%	46.2%	50.0%	84.6%	58.1%	56.0%
	利用時間数	110	87	70	106	373	118	90	109	134	451	104	72	79	159	414	1,238
	利用可能時間数	260	300	280	300	1,160	290	270	300	290	1,150	270	260	260	260	1,050	3,360
	利用率（時間）	39.3%	29.0%	25.0%	35.3%	32.2%	40.7%	33.3%	36.3%	46.2%	39.2%	38.5%	27.7%	30.4%	61.2%	39.4%	36.8%
	利用区分数	32	27	18	32	109	36	27	32	41	136	31	21	20	48	120	365
	利用可能区分数	84	90	84	90	348	87	81	90	87	345	81	78	78	78	315	1,008
	利用率（区分）	38.1%	30.0%	21.4%	35.6%	31.3%	41.4%	33.3%	35.6%	47.1%	39.4%	38.3%	26.9%	25.6%	61.5%	38.1%	36.2%
	利用人数	578	361	376	587	1,902	662	882	400	532	2,476	192	209	343	664	1,408	5,786
合計	利用件数	34	38	32	53	157	44	40	48	53	185	47	36	44	55	182	524
	利用日数	32	37	32	52	153	42	39	45	52	178	41	32	41	51	165	496
	利用可能日数	81	88	82	90	341	81	77	89	87	334	77	78	78	71	304	979
	利用率（日）	39.5%	42.0%	39.0%	57.8%	44.9%	51.9%	50.6%	50.6%	59.8%	53.3%	53.2%	41.0%	52.6%	71.8%	54.3%	50.7%
	利用時間数	256	288	232	393	1,169	309	282	323	418	1,332	300	250	299	399	1,248	3,749
	利用可能時間数	810	880	820	900	3,410	810	764	890	870	3,334	770	780	780	710	3,040	9,784
	利用率（時間）	31.6%	32.7%	28.3%	43.7%	34.3%	38.1%	36.9%	36.3%	48.0%	40.0%	39.0%	32.1%	38.3%	56.2%	41.1%	38.3%
	利用区分数	76	91	68	120	355	94	86	98	126	404	91	75	90	121	377	1,136
	利用可能区分数	243	264	246	270	1,023	243	230	267	261	1,001	231	234	234	213	912	2,936
	利用率（区分）	31.3%	34.5%	27.6%	44.4%	34.7%	38.7%	37.4%	36.7%	48.3%	40.4%	39.4%	32.1%	38.5%	56.8%	41.3%	38.7%
	利用人数	4,528	9,070	5,676	9,513	28,787	4,167	8,736	7,274	5,808	25,985	9,428	7,838	7,070	10,142	34,478	89,250